

令和7年度採石業務管理者試験の案内

1 試験の日時

令和7年10月10日（金） 午前10時から正午まで（120分）

2 試験会場

山形県工業技術センター 講堂（山形市松栄二丁目2番1号）

3 受験資格

一般（国籍、年齢、性別、学歴、実務経験の有無などの制限はありません。）

4 試験科目

- （1） 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）
- （2） 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉）の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項）

5 受験願書

- （1） 受験願書は、山形県産業労働部産業創造振興課及び各総合支庁産業経済部地域産業経済課で配布します。また、「山形県」のホームページから、ダウンロードすることもできます。

<https://www.pref.yamagata.jp/ou/shokokanko/110001/saiseki-jari-annai.html>

※受験願書の郵送は廃止となりました。

- （2） 受験願書には、必要事項を記載し、次のものを添付し提出してください。

- ① 顔写真1枚（縦6cm×横4cm、上半身無帽で願書提出前6か月以内に撮影したもので、その裏面に、撮影年月日、氏名および年齢を記載したものを、願書の指定位置に貼付してください。）
- ② 受験手数料（8,100円分の山形県収入証紙を願書の指定位置に貼付（消印はしないでください。）
- ③ 通常はがき1枚（はがき表面にはあて先を記入し、裏面には何も書かないでください。裏面に受験票を印刷し返送します。）

6 受験願書の提出先及び受付期間

- （1） 提出先 〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号
山形県 産業労働部 産業創造振興課 鉱山鉱害防止・計量担当（電話 023-630-2361）
- （2） 受付期間 令和7年8月25日（月）から9月5日（金）まで（当日消印有効）
（ただし、土・日曜日、祝日を除く）
- （3） 受付時間 午前9時から午後5時まで。（ただし、正午から午後1時までの時間を除く）

7 合格発表

令和7年10月31日（金）から1か月の間、「山形県」のホームページで掲載するとともに、合格者本人に通知します。 ※各総合支庁の掲示板での掲示は廃止となりました。

8 試験結果の開示

この試験の結果については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 69 条第 2 項第 1 号規定により、口頭で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求はできませんので、受験者本人が受験票もしくは本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等）を持参のうえ、祝日を除く月曜日～金曜日の午前 9 時 30 分から午後 4 時 30 分まで（正午から午後 1 時までの時間を除く）の間に産業創造振興課鉾山鉾害防止・計量担当まで直接おいでください。

開示請求できる者	開 示 内 容	開 示 期 間	開 示 場 所
受験者本人	科目別得点	合格発表から 1 か月の間	県産業創造振興課

9 試験を中止（延期）した場合の受験手数料の取扱い

- （1）試験を中止した場合、受験手数料を返納します。
- （2）体調不良（新型コロナウイルスへの感染が疑われる場合も含む）により受験できなかった場合、受験手数料は返納しません。

10 その他

- （1）発熱や咳などの症状がある方は受験をご遠慮ください。
- （2）試験会場内でのマスクの着用については、個人の主体的な選択を尊重し、個人の判断に委ねます。ただし、感染症の動向によっては、マスクの着用を要請する場合があります。
- （3）試験中は、適宜換気を行います。体温調節のしやすい服装でお越しください。
- （4）試験会場において体調が優れない場合はお近くの係員までお知らせください。状態によっては受験の中止や帰宅の要請を行う場合があります。また、周囲の受験者から貴殿の体調に関し、苦情の申し出があった場合も同様の要請を行う場合があります。

ご不明な点については、産業創造振興課 鉾山鉾害防止・計量担当までお問い合わせください。